

令和 8 年度

第 1 回 弘前市協働によるまちづくり推進審議会

日時：令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 6 時から
場所：弘前市役所前川新館 6 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 委員・事務局員紹介

3 議 事

- 説 明
- （１）令和 7 ～ 9 年度における審議方針について
 - （２）書面による意見聴取の結果について
 - （３）令和 8 年度の審議の流れ及びスケジュールについて
 - （４）本日（第 1 回）の審議の進め方について

審 議 「市民主体のまちづくり」について審議

4 事務連絡

5 閉 会

令和7～9年度における審議方針について

1 審議の手順

【当初】

■令和7年度（1年目）

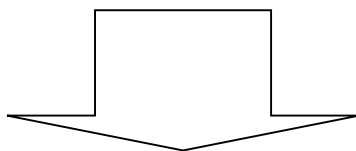
これまでの諮問に対する審議や答申への対応状況の振り返り。

■令和8年度（2年目）

これまでの諮問内容や市の取り組みについて審議。

■令和9年度（3年目）

条例、審議会運営規則等の具体的な改正内容について審議。



【修正】

■令和7年度（1年目）

これまでの諮問に対する審議や答申への対応状況の振り返り。

■令和8年度（2年目）

令和7年度の審議内容及び意見聴取での意見を参考に、「市民主体のまちづくり」について審議。

■令和9年度（3年目）

条例、審議会運営規則等の具体的な改正内容について審議。

※修正理由

- ・令和7年度実施の審議会及び意見聴取の結果を踏まえて、修正するもの。
- ⇒詳細については次ページ参照。

審議方針の修正理由について

1 協働によるまちづくりに対する市民の意識について

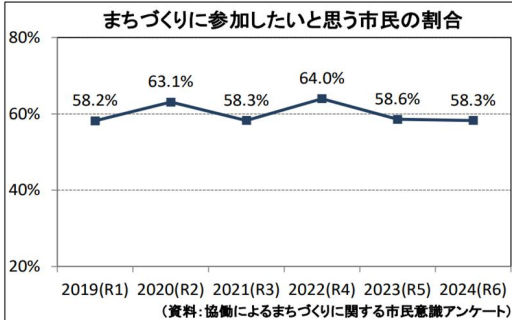
平成28年度から令和6年度まで毎年度、市の取組が条例に定める基本理念(第5条)、基本原則(第6条)等に基づいて行われている審議会において審議され、その答申結果に基づき、市(執行機関)が各種事業に取り組み、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図っている。

結果(定量分析)として、令和元年度から令和6年度まで実施した、協働によるまちづくりに関する市民意識アンケートでは、「まちづくりに参加したい」と思う市民の割合が毎年度約6割を占めている一方で、弘前市市民意識アンケートでは、「市民・町会・学生・NPO法人・企業等・行政がお互いに連携し、協力し合いながらまちづくりに取り組んでいる」と思う市民の割合が毎年度4割を切っている。

(弘前市総合計画における目標値は40.0%)

<定量分析>

協働によるまちづくりに関する市民意識アンケート



弘前市市民意識アンケート(令和8年度は速報値)

年度	1	2	3	4	5	無回答	1+2	3	4+5
	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない		思う	どちらともいえない	思わない
R8	119 5.7	526 25.3	1,098 52.7	180 8.6	127 6.1	33 1.6	645 31.0	1,098 52.7	307 14.7
R7	115 6.5	494 27.8	854 48.0	150 8.4	115 6.5	50 2.8	609 34.3	854 48.0	265 14.9
R6	164 8.7	560 29.7	851 45.2	160 8.5	117 6.2	31 1.6	724 38.4	851 45.2	277 14.7
R5	130 6.6	550 28.0	896 45.6	148 7.5	162 8.2	79 4.0	680 34.6	896 45.6	310 15.8

2 審議会のあり方等について委員への書面による意見聴取の実施結果

令和7年度第3回審議会終了後、さらに委員の意見を聴取するため、これまでの審議会のあり方等について書面で委員へアンケートを行った。

✔ 審議会の「あり方・進行」

- 会議時間: 半数以上が「ちょうど良い」と回答
- 年間の開催回数: 半数以上が「ちょうど良い」と回答
- 発言のしやすさ: 発言機会は十分に担保されている評価
- 審議スタイル: 従来の会議の進め方は半数以上が肯定

⚠ 審議会の「内容(難易度)」

- 審議内容: 「ちょうど良い」と回答したのは1名のみ
- 難易度の評価: 半数程度の委員が「難解である」と回答
- 課題: 特に新規就任の委員にとって敷居が高い状況
- 焦点のズレ: 資料が多く、議論的が絞りにくい懸念

▶ 審議のあり方にかかる自由意見

- 弘前市協働によるまちづくり推進審議会では審議する内容等をしっかり理解できていない部分がある。
- 審議会に出席し、実際にいろんな職種の方の意見を聞いたことは貴重な体験だった。
- 会議の主題が議論しにくい内容になっているため、参加者の発言の機会がもっとあればいい。
- グループ分けして、グループ単位で話し合うのはどうか。 など

▶ 審議内容にかかる自由意見

- 今年度からの審議会について、今までと違い資料が多く、審議の際の焦点を捉え難い。
- 今回は、審議する範囲が広く、全体的にどう進めるのか、何を審議するのかが分かりにくいこともあり、何に対して意見を述べるのかなど、特に新任の委員には難しく感じる。 など

上記の結果を踏まえ、審議方針について再検討。

○話しやすい雰囲気づくり、発言機会を増やすため、ワークショップ形式で審議会を開催。

○まちづくり基本条例の基本理念と基本原則について、審議会委員間で共通認識を持っていたため、「市民主体のまちづくりをテーマとした意見交換」の場を設定。

弘前市協働によるまちづくり基本条例（平成 27 年 3 月 19 日弘前市条例第 4 号）

第 5 章 条例の実効性の確保

（条例の実効性の確保）

第 33 条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化し、及び成長するまちづくりを協働により推進することにより、平和及び人権の尊重並びに市民の幸せな暮らしを実現するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

2 審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。

担任する事務	委員の構成	定数	任期
(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関すること。 (2) この条例の見直しに関すること。 (3) 事業遂行等の改善に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	15 人 以内	3 年

3 市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度 1 回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

逐条解説（抜粋）審議会の担任する事務の取り扱い

（1）各種計画、事業等の企画立案から実施、見直しまでの過程において、この条例に定める基本理念（※ 1 条例第 5 条）、基本原則（※ 2 条例第 6 条）に基づいて行われているかの審議。

※ 1 基本理念…平和及び人権が尊重され、**市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重**するとともに、**協働によること**を基本的な考え方とすること。

2 基本原則（仕組み等）…まちづくりを進めていくうえで、**「①協働の原則」、「②住民自治の原則」、「③情報共有の原則」、「④参加・環境作りの原則」**を大切にすること。

①協働の原則

まちづくりの主体（市民、学生、子ども、コミュニティ、事業者、議会、執行機関）が、互いに強力し合い、各主体の特性を生かしながら、それぞれの役割に応じて取り組むこと。

②住民自治の原則

地域の実情にしっかりと適応した形で、身近な課題の解決やまちの活性化を図るために、執行機関や議会任せではなく、市民等が主体的に取り組むこと。

③情報共有の原則

まちづくりにおいて、行政と議会の情報は、市民参加の大前提として必要不可欠であり、執行機関と議会は、市民参加を促進するため積極的に情報公開と情報提供に取り組むこと。

④参加・環境作りの原則

執行機関と議会は、市民参加の機会を設け、それに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、執行機関においては、市民等が主体的にまちづくりに参加する支援を行うこと。

（2）社会環境の変化や（1）の調査審議の結果を踏まえながら、この条例を見直す必要があるのか、見直す必要がある場合、どのように改正したらよいのかについて調査審議。

（3）（1）の調査審議の結果を踏まえながら、当該事業遂行等をどのように改善したらよいのかについて調査審議。

書面による意見聴取の結果について

※委員15人全員回答

①これまでの審議会のあり方について

・会議の時間について

1 長い	1
2 短い	0
3 ちょうど良い	13
4 無回答	1

・1年間に開催される回数について

1 多い	0
2 少ない	7
3 ちょうど良い	8

・意見の言いやすさについて

1 発言しやすい	2
2 発言しにくい	3
3 ちょうど良い	9
4 無回答	1

・会議の進行、審議スタイルについて

1 もっと柔軟に	4
2 ちょうど良い	9
3 無回答	2

・審議内容について

1 理解しやすい	7
2 難解である	7
3 ちょうど良い	1

自由意見（抜粋）

- ・意見交換の際は4～5つほどのグループ単位で話し合うのはいかがでしょうか。
- ・会議の主題が議論のしにくい内容になっているため、参加者の発言の機会がもっとあればと思っている。
- ・議事内容から仕方ないと思うが、資料が膨大で目を通すだけでかなりの時間がかかり、説明に時間を取られて、議論の時間が少ない感じもする。

- 制約された時間で意見を出すのは、難しい場面が多々あった。会議の課題や意見が必要な項目について整理してほしい。
- 審議会は昨年の後半からスタートしたが、次回までかなり間が開くと前回の審議会の内容がどんなものだったか思い出せないので、3ヶ月くらいの周期で開催してもいいのではないかと感じている。

②令和7年度審議会を振り返り、感想や当日発言できなかった意見等について（抜粋）

- 2025年10月の「広報ひろさき」の特集2で協働による雪対策で…とあった。この「協働による」という文言を見た時は、広聴広報課も協働を文面に入れて下さって頼もしく思ったが、できれば色の違う文字を使って語釈や弘前市が条例を設けている定義が簡単な言葉で、文章外にでも添えられていれば市民の方にも、もっと「協働による」とか「協働して」が伝わりやすいと思った。今までにも条例や町会との協働による事業も色々と記載されていると思うが、意識する機会をあえて文面に入れておくのも、協働を広める手立てになると思う。
- 市民が分かりやすい言葉で説明することは必要だと思う。SNS発信もただ発信するだけでは見られない可能性が高いので、いかに手を止めてもらえるか、スクロールされないか工夫をする必要があると思う。

③これまでに行われた審議内容や答申への対応状況などを振り返り、関係条文が現状にあった適切なものになっているかについて（抜粋）

- 第24条（情報共有）デジタル化への言及を付け加えるのはいかがか。
- 今年度2回目の審議会の折、奥野委員のご質問にハッとした。今までは条例とは…と、文面をなぞらえているだけというか、こういうものとしての認識で内容の読み解きが不十分であったと思う。

令和8年度における審議の流れ及びスケジュールについて

1. 諮問内容

【今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについて】

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成27年4月に施行し、今年度で施行から10年が経過した。これまでに行われた審議内容や答申への対応状況などを振り返り、関係条文が現状に合った適切なものになっているか等について委員より意見を聴取し、これからの審議会のあり方や条例そのものの改正の必要性について審議いただく。

2. 審議の流れ

■第1回審議会

- ・「市民主体のまちづくり」について審議。

⇒市民主体のまちづくりを広げるためにはどうすればよいか。part 1

～学生主体のまちづくりについて～

■第2回審議会

- ・「市民主体のまちづくり」について審議。

⇒市民主体のまちづくりを広げるためにはどうすればよいか。part 2

～コミュニティ及び事業者主体のまちづくりについて～

■第3回審議会

- ・「市民主体のまちづくり」について審議。

⇒市民主体のまちづくりを進めていくにあたり、行政の役割として何ができるか。

■第4回審議会

- ・第1回～第3回の審議及び令和7年度実施の意見聴取を踏まえ、意見の整理

3. 今後のスケジュール（予定）

	日 程	内 容
第1回	7月6日 ※本日	○審議方針等の説明について ○諮問事項について審議① （市民主体によるまちづくりについて）
第2回	9月末	○諮問事項について審議② （市民主体によるまちづくりについて）
第3回	12月初旬	○諮問事項について審議③ （行政の役割について）
第4回	2月中	○意見の整理

I 本日の流れ

- ①ワークショップでの審議。2つのテーマについて30分ずつ各班で審議。
- ②審議が終了したら、各班で話し合われた内容について発表。（5分×3班）

II ワークショップのテーマ

- ①まちづくりに関心がないまたは参加したいと思っているが何をしたいかわからない学生や子どもがどうしたらまちづくりに参加するか。
- ②学生や子どもとまちづくり活動をしている主体（町会、活動団体、商店街など）を繋げるにはどうしたらよいか。

市民協働課で実施している学生向けの事業・学生が参加している事業について

○ひろさき学生まち活リポーター（令和6年度～）

【目 的】

- ・まちづくりの主体（担い手）に位置付けられている「学生」のまちづくりへの参加促進、市内で行われている様々なまちづくりを幅広く市内外にPRすること。
- ・リポーターとして「まち活」に触れることで、今まで知らなかった弘前を知ることができ、自身の進路選択や、今後やりたいことを考えていくうえでのヒントを得る機会とする。

【事業概要】

市内には、やりがいや生きがい、夢や目標を持って「まち活（まちづくり活動）」に取り組んでいる人がたくさんいることから、そういった「まち活」を取材し、学生ならではの視点で活動の魅力をPRする「ひろさき学生まち活リポーター」を募集するもの。

【対 象】

次の①、②のいずれかに該当する人

- ①市内の「高等教育機関（大学など）または高校（以下、教育機関）」に在学する人
- ②市内に居住し、市外の教育機関に在学する人

※グループでの申込も可能です。

【実 績】

- ・令和6年度 参加者：高校生1名、大学生1名 活動レポート：2件
- ・令和7年度 参加者：高校生3名、大学生0名 活動レポート：5件

○市民参加型まちづくり1%システム（平成23年度～）

【事業概要】

市民の皆さんが地域のことを考えて行う、まちづくり、地域づくり活動にかかる経費の一部を支援する補助金制度。

【対象となる事業】

地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業で、次の要件をすべて満たしている事業。

- （1）原則として市内で実施される事業。

※市外での活動の必要性が認められる場合は対象となる。

- （2）実施後も、地域においてその効果が持続される事業。

- （3）住民または構成員の労力提供等がある事業。

※事業の大半を外部に依頼する事業は対象外となる。

- （4）年度内に完了する事業。

【実 績】（学生が実施した事業数）

- ・令和6年度 6事業
- ・令和7年度 9事業